

TOPICS
2

トピックス…②

日EU・EPA大枠合意の概要

平成25年4月に交渉が開始された日EU・EPA（経済連携協定）は、4年以上に及ぶ交渉の結果、本年7月6日、安倍総理大臣とユンカー欧州委員会委員長による首脳協議において大枠合意に至った。農林水産大臣は、合意内容について乳製品の国家貿易制度といった基本制度の維持、関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置が確保できたとしている。

1. EPAの経済的意義

日EU・EPAについては、質の高い協定として、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルとなることを目指して交渉が行われてきたと言われていたが、合意の経済的意義について外務省では次のように要約している。

1) EUは、総人口約5.1億人、世界のGDPの約22%、我が国輸出入総額の約11%を占め、我が国にとっての主要貿易・投資相手である。EPAにより、巨大なEU市場の取込みが実現する。

2) その結果として、総人口約6.4億人、世界のGDPの約28%、世界貿易の約37%を占める日本とEUによる、世界で最大級の規模の、自由な先進経済圏が新たに誕生することになる。

3) EPAは、相互の市場開放等による貿易・投資の活発化、雇用の創出、企業の競争力強化等を含む日EU双方の経済成長に資するものである。EUとの戦略的関係を強化するのみならず、我が国の成長戦略の重要な柱である。

2. 市場アクセス交渉の結果

市場アクセス交渉における、農林水産品に関する日本市場へのアクセス交渉の主な結果は次のとおりである。

米について関税削減・撤廃等からの「除外」を確保したほか、麦・乳製品の国家貿易制度、糖価調整制度、豚肉の差額関税制度といった基本制度の維持、関税割当てやセーフガードなどの有効な措置を獲得し、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保した。

乳製品のうち、ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含め一括して関税割当てに留め、枠数量については、意欲ある酪農家の生産

拡大の取組に水を差さないよう、国産と輸入を含めた国内消費の動向を考慮して国産の生産拡大と両立できる範囲に留めた。また、脱脂粉乳・バターについては国家貿易を維持した上で、限定的な民間貿易枠を設定するに留めたほか、TPPでは関税撤廃となったホエイを関税削減に留めた。

1) 脱脂粉乳・バター等

国家貿易を維持した上で、民間貿易によるEU枠を設定した。数量は、最近の追加輸入量の範囲内（生乳換算：初年度12,857トン→6年目15,000トン）とした。

2) ホエイ

脱脂粉乳（たんぱく質含有量34%）と競合する可能性の高いホエイ（たんぱく質含有量25～45%）について、関税削減に留め（TPPでは関税撤廃）、11年目以降もTPPにおける初年度の関税水準の3割を維持した。また、輸入急増に対するセーフガード（発動基準数量：21年目8,011トン、脱脂粉乳の国内生産量の6%弱の水準）を確保した。

3) チーズ

ソフト系チーズについては、TPPで関税撤廃や関税削減となったものも含めた横断的な関税割当て（枠内税率は段階的に引き下げ、16年目に無税）とし、枠数量は、国内消費の動向を考慮し、国産の生産拡大と両立できる範囲（初年度20,000トン→16年目31,000トン、17年目以降の枠数量は国内消費の動向を考慮して設定）に留めた。

主に原材料として使われる熟成ハード系チーズ（チェダー、ゴーダ等）やクリームチーズ（乳脂肪45%以下）等については、TPPと同様、関税撤廃するものの、長期の撤廃期間（16年目に撤廃）を確保した。また、プロセスチーズ原料用ナチュラルチーズの国産抱合せ無税の関税割当て制度（国産品：輸入品=1：2.5）は維持した。

[TPPでの合意内容]

- ・ シュレッドチーズ、おろし・粉チーズ：関税撤廃
- ・ 熟成ソフトチーズ（カマンベール等）：関税維持
- ・ 一部のフレッシュチーズ（モッツァレラ等）：関税維持
- ・ ブルーチーズ：関税削減
- ・ プロセスチーズ：関税割当

[EUとの合意内容]

横断的な関税割当